

熊本高等専門学校
いじめ防止対策マニュアル

熊本高等専門学校
いじめ対策委員会

Ver. 1

令和 2 年 6 月

目次

1. 本マニュアルについて	3
2. いじめに対する基本的な考え方・方針	4
2-1 いじめの定義	4
2-2 いじめの態様	4
2-3 いじめに対する基本姿勢	5
2-4 学校および教職員の責務	5
2-5 いじめ防止等に向けた高専機構・本校の取り組み	6
2-6 熊本高等専門学校 いじめの未然防止・早期発見・対応・再発防止の全体像	9
3. いじめの未然防止	10
3-1 いじめの未然防止のための取り組みのポリシー	10
3-2 熊本高等専門学校いじめ防止プログラム(年間計画)	11
3-3 熊本高等専門学校いじめ防止プログラム(年間計画表)	12
3-4 いじめを未然に防止するための対策例	13
4. いじめの早期発見	14
4-1 いじめの早期発見のための取り組みのポリシー	14
4-2 いじめの早期発見のための対策例	14
4-3 学外での相談窓口 KOSEN 健康相談室	15
5. いじめと考えられる事案が発生した場合の対応と再発防止	16
5-1 いじめと考えられる事案が発生した場合の対応のポリシー	16
5-2 いじめと考えられる事案が発生した場合の対応の流れ	17
6. 重大事態への対応	20
6-1 重大事態への対応のポリシー	20
6-2 重大事態への対応フローと留意点	20
7. 学生に対応する際のポイント	22
7-1 被害者(いじめを受けている学生)への対応のポイント	22
7-2 加害者(いじめを行った学生)への対応のポイント	22
7-3 観衆・傍観していた学生への対応のポイント	23
7-4 聞き取り調査の際の留意事項	23
7-5 聞き取り調査の段階ではないこと	23
8. 熊本高等専門学校いじめ防止対策マニュアル確認リスト	24
9. 終わりに	25

1. 本マニュアルについて

1-1. 目的

本マニュアルは、熊本高等専門学校におけるいじめ防止対策に基づき、いじめの発生の抑止、いじめの早期発見、いじめと考えられる事案が発生した場合において、迅速かつ的確な行動がとれるよう体制を整えるとともに、必要な準備や対応を明確化することを目的として作成したものである。

全国の高専においても残念ながらいじめは発生しており、それが原因で自殺にまでおいこまれた学生がいるという痛ましい事実があることを踏まえ、本校においてそのようなことが決してないよう、教職員が一丸となって、この問題に全力かつ真剣に取り組んでいただきたい。

1-2. 取り扱う内容

本マニュアルで取り扱う内容は、以下の通りである。

- ・いじめに対する基本的な考え方・方針
- ・いじめの未然防止の取り組み
- ・いじめの早期発見の取り組み
- ・いじめと考えられる事案が発生した場合

1-3. マニュアルの見直し・改訂について

本マニュアルは、学校いじめ対策委員会が中心となって毎年見直しを行い、年度当初に配布するものとする。

2. いじめに対する基本的な考え方・方針

2-1. いじめの定義

1. 「いじめ」とは、学生に対して、一定の人的関係にある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じたもの含む)であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているもの。
2. 個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた学生の立場に立ち、学生の感じる被害性に着目して判断しなければならない。

高専機構いじめ防止等対策ポリシー 1p.

いじめという事案は、当該行為を受けた学生がどのように感じているかによって判断されるものであり、心理的・物理的な影響を与えた側の意識や意図は重要ではないことに十分に留意する。もし当該行為を受けた学生が苦痛を否定する場合でも、尊厳を害し、苦痛を与えられていると客観的に判断される場合は、いじめと判定されることもあり得る。

学生同士だけではなく、教員が教育的に必要だと考えて実施した指導でも、社会通念上の合理性や妥当性を欠く場合や、学生との間に十分な信頼関係が構築できていない場合、学生はいじめを受けていると感じてしまう可能性があることも念頭におく必要がある。

2-2. いじめの態様

具体的ないじめの態様としては以下のものが挙げられる。

1. 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
2. 仲間外れ、集団による無視をされる。
3. 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
4. ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
5. 金品をたかられる。
6. 所有物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
7. 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
8. 上記7の様子を撮影される、他者に送信される。
9. パソコン・スマホ等で誹謗中傷や嫌なこと、無視をされる。

高専機構いじめ防止等ガイドライン 2p.

何気ない冷やかしや悪ふざけ、プロレスごっこなど「遊び」や「ふざけ」を装うもの、双方にトラブルの要因があるもの、そもそもいじめているという意識、認識が薄い場合、いじめを受ける側と行なう側が入れ替わることもあることを十分に踏まえておく必要がある。

2-3. いじめに対する基本姿勢

学校としての基本姿勢

「いじめは絶対に許されない」という強い姿勢と「いじめはどの者にも起こり得る」という考えのもと、いじめの発生を抑止、いじめの早期発見、いじめが発生した場合のいじめを受けた学生の生命及び心身の保護と教育機会の保障、いじめの問題の克服が必要である。

高専機構いじめ防止等対策ポリシー 1,2p.他から要約

教職員や保護者等の基本姿勢

いじめは常に起こり得るものという認識に立ち、危機意識を持って学生の表情や様子をきめ細かく観察し、ささいな兆候であっても見逃すことなく積極的に認知し、個人的な対応に依ることなく、組織として速やかに対処することが重要である。

高専機構いじめ防止等ガイドライン 2p.他から要約

いじめを受けた学生への基本姿勢

いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であり、いじめを受けた学生に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、機構、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下いじめの問題を克服し、その後もいじめが再発しないように見守る必要がある。

高専機構いじめ防止等対策ポリシー 2p.

本校の教職員は、「いじめは絶対に許されない」という強い姿勢を持ち、学生に接していく必要がある。その一方で、「いじめは常に起こり得る」とも認識し、いじめの防止、早期発見に努めることが重要である。もし、いじめが発生した場合は、いじめを受けた学生の生命および心身の保護を第一とした上で、組織的かつ速やかに、そして適切に対応した上で問題を克服し、その後も再発しないように注意しなければならない。

2-4. 学校および教職員の責務

学校の責務

学校は、法及び国・機構の基本方針に定めるところにより、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

高専機構いじめ防止等対策ポリシー 2p

教職員の責務

全ての教職員は、機構並びに本校で策定されるポリシー・ガイドライン・基本計画の内容を十分に把握・理解し、適切にいじめ防止等に関する職務を行わなければならない。

また、いじめを受けた学生を徹底して守り通す責務を有し、いじめを助長することはもとより、いじめやいじめに繋がる事象を認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことがあってはならない。

高専機構いじめ防止等対策ポリシー 2p.

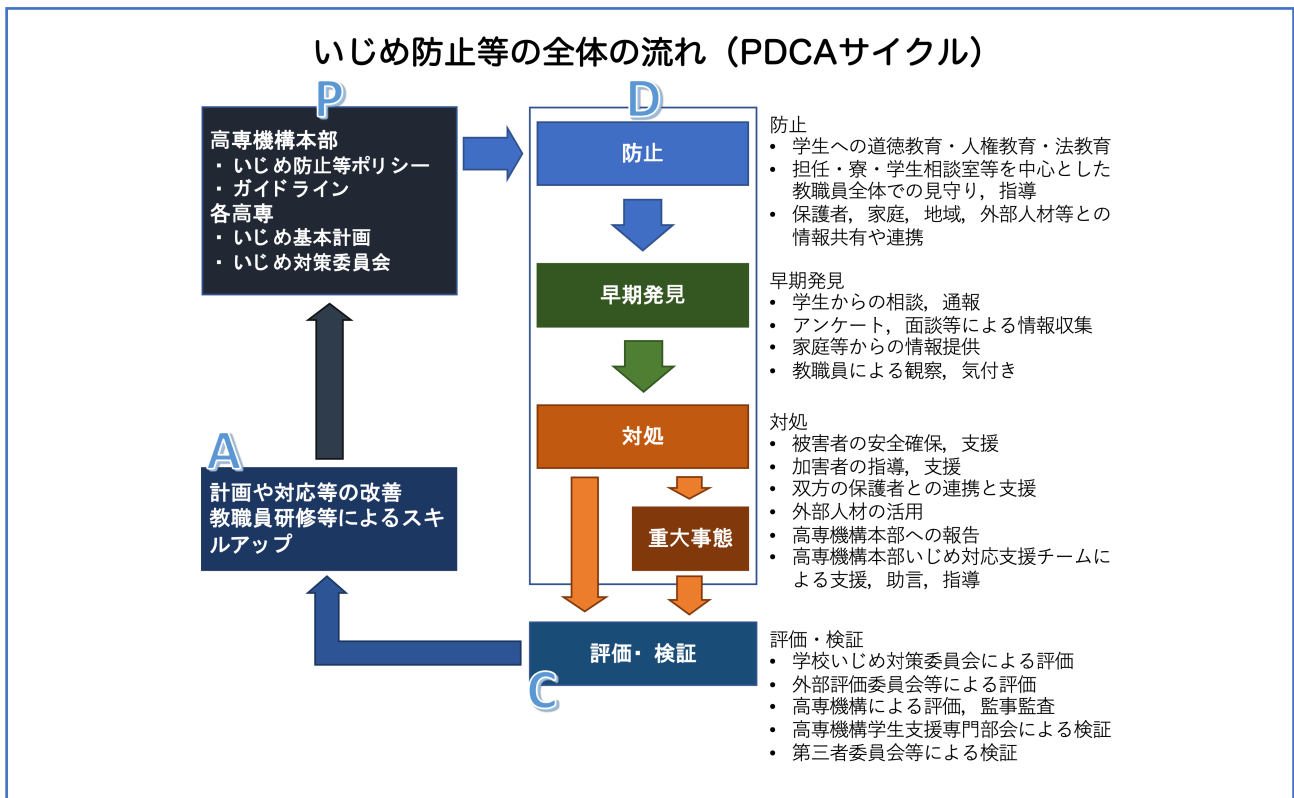
学校として、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、学生がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速に対処する責務がある。そのためには、全ての教職員がポリシー・ガイドライン・基本計画の内容を十分に把握・理解し、実践していく必要がある。また、いじめを受けた学生を徹底して守り通すことは勿論、いじめに繋がる事象を認識しながら、見て見ぬ振りをすることは許されない。

以下に、主要な役割を担う役職の責務を示す。

- ▶ 校長は、自らが学校のいじめ防止等の対策について負う重要な責任を自覚するとともに、学生の生命又は心身の保護及びその教育を受ける権利の保障に万全を期して、その職務を遂行しなければならない。
- ▶ 副校長は、いじめ防止等の対策の履行並びにいじめが発生した際の問題の克服と再発防止の各キャンパスにおける責任者として、その職務を遂行しなければならない。
- ▶ 教務主事、学生主事、寮務主事はそれぞれの委員会を統率し、各主事補、委員と協力しながら、いじめ防止等の対策を実行し、いじめが発生した際の対応と再発防止、学修機会の保障に努めなければならない。
- ▶ 特に学生主事は、学生支援室長と連携しながら、学生支援員、看護師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと共に、いじめを未然に防止するために学生をケアし、いじめが発生した際は、関係学生の心身のサポートに努めなければならない。
- ▶ 担任は、常に学生を注視しながら、いじめが発生しないよう適切なクラス運営を行うと共に、いじめが発生した際には直接的な学生の対応にあたり、その問題の克服と再発防止に努めなければならない。

2-5. いじめ防止等に向けた高専機構・本校の取り組み

いじめ防止・早期発見・対処・検証の4つのフェーズにおいて、図「いじめ防止等の全体の流れ(PDCA サイクル)」に沿って取り組み、PDCA サイクルを廻しながら改善を図っていく。



高専機構いじめ防止等ガイドライン 3p.

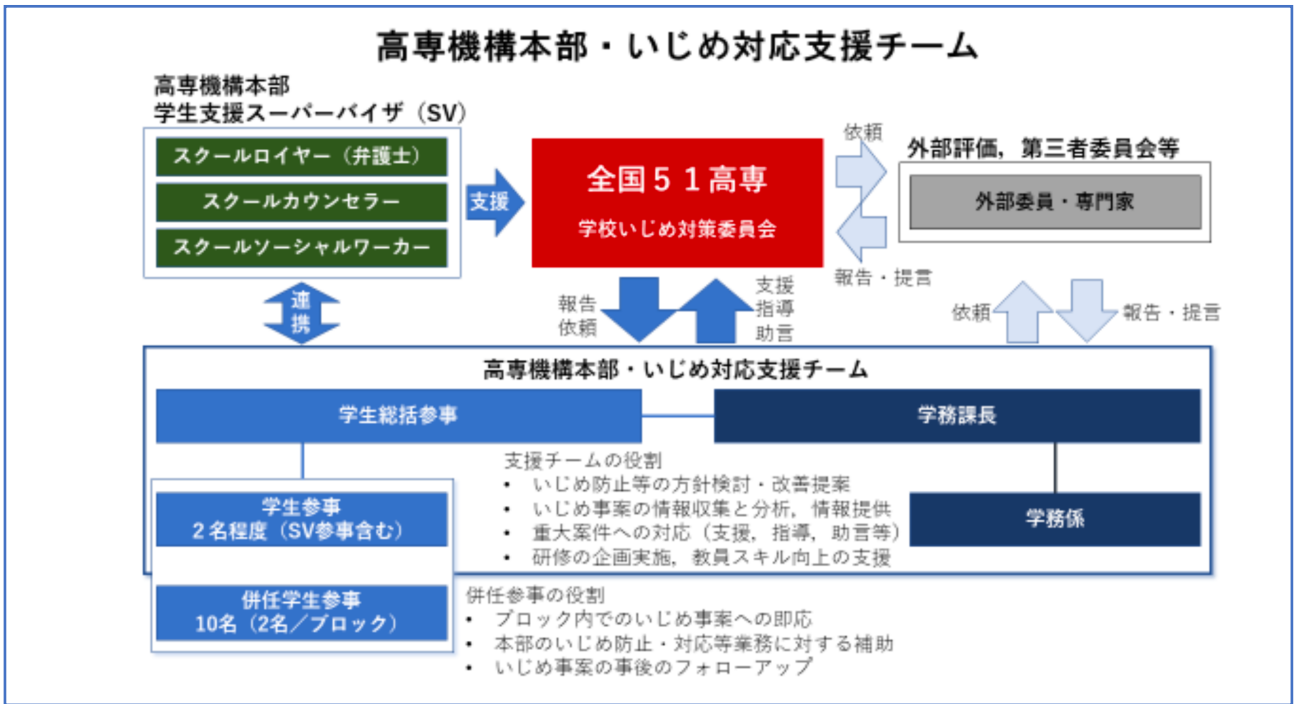
また、本校がいじめ防止等に取り組んでいく際には、図「高専機構本部・いじめ対応支援チーム」に示すように、いじめ対策委員会が中心となり、高専機構本部・いじめ対応支援チーム、学生支援スーパーバイザーと連携しながら進めていくと共に、問題解決後は、第三者による評価、提言を受けることで、より適切な取り組みや対応に向けて改善を図るものとする。

いじめ対策委員会は、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織であり、校長、副校長、教務主事、学生主事、寮務主事、学生支援室長、事務部長、学生(学務)課長または課長補佐、看護師、リベラルアーツ系教員（2名）、専門学科教員（3名）で構成される。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士等にも参加を要請する。

いじめ対策委員会は以下の役割を担う。

1. いじめの未然防止に関すること。
2. いじめの早期発見に関すること
3. いじめの事案における対応に関すること。
4. いじめ防止等基本計画に基づく各種取組に関すること。

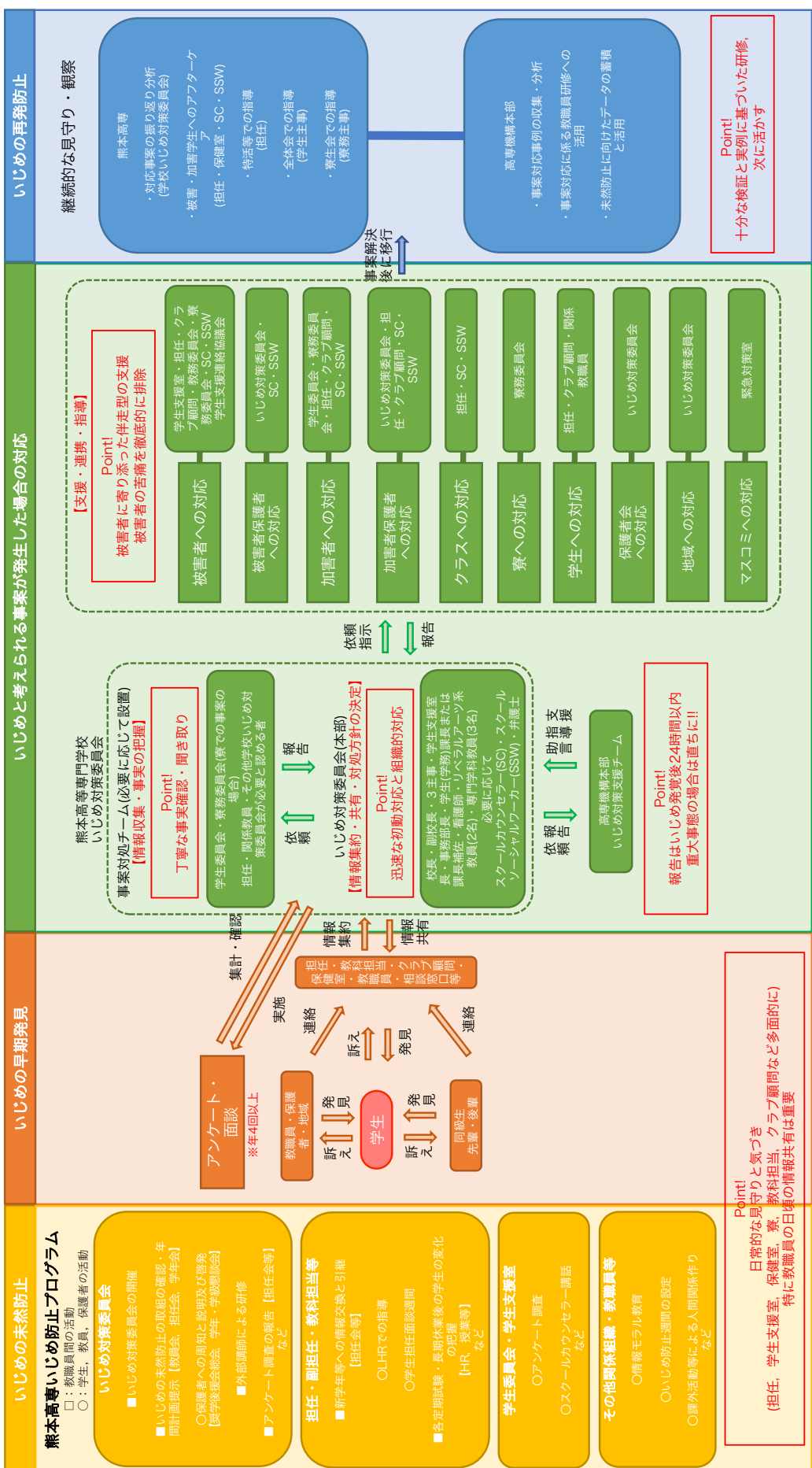
※詳細は別資料「熊本高等専門学校いじめ対策委員会について」を参照のこと。



高専機構いじめ防止等ガイドライン 11p.

また、本校における「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」・「いじめ事案の対応」、
「いじめの再発防止」の4つのフェーズにおける対応項目や流れをまとめたものとして、
図「熊本高等専門学校 いじめの未然防止・早期発見・対応・再発防止の全体像」を示す。
各フェーズにおける具体的な対応内容については、次章以降で説明する。

2-6. 熊本高等専門学校 いじめの未然防止・早期発見・対応・再発防止の全体像



3. いじめの未然防止

3-1. いじめの未然防止のための取り組みのポリシー

1. 学生が互いに個人の尊厳を尊重し合うとともに人権尊重及び規範意識を高め、心の通う対人交流の能力の素地を養う。
2. 全ての教育活動を通じた道徳教育，人権教育，法教育(いじめが刑事事件等の対象となり得ること等を含む)及び体験活動等の充実を図る。
3. 学生の保護者，地域住民その他の関係者との連携を図りつつ，いじめの防止に資する活動に対する支援をおこなう。
4. 学生・保護者・教職員に対し，いじめ対策委員会の存在，役割，その活動内容等を周知すると共に，いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発をおこなう。
5. 「いじめ防止プログラム」を全ての教職員と共有を図り，実施すると共に，その取組の状況等を学生及び学生の保護者に周知する。

高専機構いじめ防止等対策ポリシー 3,4p.

いじめへの対策・対応で最も重要なのは，いじめをおこさせずに未然に防ぐことであり，そのために，学校・寮・クラス・クラブにおいて「いじめは絶対に許されない」という風土を作ることが重要である。

そのための施策として，学校が強いメッセージを発信し続けると共に，図「熊本高等専門学校いじめ防止プログラム(年間計画)」に沿って，学生の人間性醸成につながる各種の教育活動を実施し，教職員においても，いじめの未然防止への意識を高めるために必要な研修や啓発を行っていく。

3-2. 熊本高等専門学校いじめ防止プログラム(年間計画)

熊本高等専門学校は、令和2年4月30日改定「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー」並びに令和2年4月30日制定「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等ガイドライン」に基づき、学校内でいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うための各種取り組み等を、以下の通り計画し実施する。

- (1) 年間計画の取り組みについての実践・検証を行う時期
 - ・年間計画提示（教員会・担任会・学年会）：4月
 - ・実践（LHR・始業式・全校集会）：4月～9月
 - ・検証（アンケート実施・学校いじめ対策委員会）：8～9月
 - ・更新実践（LHR・始業式・学年集会・面談）：10月～3月
 - ・検証（アンケート実施・学校いじめ対策委員会）：12～1月
 - ・1年間の検証・評価・次年度計画案作成（学校いじめ対策委員会）2～3月
- (2) 取り組みの評価、会議、校内研修会等の実施時期
 - ・いじめ対策委員会：4月・6月・9月・11月・1月・3月
（中間評価：9月、最終評価：3月）
 - ・教員会：4月
 - ・教職員研修：8月（教員研修会）・11月（学外研修）・12月（外部講師による研修）
- (3) いじめの未然防止の取り組みと実施時期
 - ・情報モラル教育（4月）
情報セキュリティセンターが中心となり、携帯電話、スマートフォン等の適切な使用方法及びSNS上での注意事項等を学習する
 - ・「いじめ防止週間」（5月）
人権委員会が中心となり、人権意識を高めるための取組を行う。
 - ・学生会活動（通年）
学生会行事や課外活動等において、学生主体の活動をより活性化させる。
- (4) いじめの早期発見の取り組みと実施時期
 - ・学生担任面談週間（半期各1回、8月、1月）
生活面、学習面での問題等についての面談を行う期間を設定し、併せてトラブルやいじめの早期発見の機会とする。
 - ・教育相談（通年）
学生支援室が中心となり、相談員、学生相談支援員、看護師、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等による相談の機会を周知する。
 - ・スクールカウンセラー講話（4月）
年度初めにスクールカウンセラーの紹介および講話の機会を設け、学生が相談する際のハードルを低くする。
 - ・アンケート調査の実施（8月、12月）
学生委員会が中心となり、学校生活上のトラブルやいじめ等の問題を把握する機会とする。

令和2年6月26日策定

3-3. 熊本高等専門学校いじめ防止プログラム(年間計画表)

■：教職員間の活動 ○：学生、教員、保護者の活動

月	関連行事等	取組	担当部署	留意点等
4月	奨学後援会総会(熊本C) 後援会総会(八代C) 新入生研修	■いじめ対策委員会の開催	いじめ対策委員会	・すべての教職員の共通理解を図る。 ・保護者の理解を図り、協力を依頼する。
		■いじめの未然防止の取組の確認・年間計画提示【教員会、担任会、学年会】		
		○保護者への周知と説明及び啓発【奨学後援会総会、学年・学級懇談会】	担任・副担任	
		○LHRでの指導	情報セキュリティセンター	
		○情報モラル教育	学生支援室	
		○スクールカウンセラー講話		
5月	クラスマッチ(熊本C) 球技大会(八代C) 3年研修旅行(熊本C)	○いじめ防止週間	人権委員会	・新年度スタート後の学生の様子をよく観察する。 ・いじめに向かわせない集団づくりに心掛ける。
6月	高校総体 前期中間試験	■いじめ対策委員会の開催	いじめ対策委員会	・情報の集約と共有化を図り組織的に対応する。
		■前期中間試験後の学生の变化の把握【HR、授業等】	担任・副担任・教科担当等	
7月	地区高専体育大会			
8月	全国高専体育大会 前期定期試験	■前期定期試験後の学生の变化の把握【HR、授業等】	担任・副担任・教科担当等	・学生のサインを見落とさないよう注意する。
		○アンケート調査	学生委員会	
		■教員研修(全教員)	FD推進室	
		○学生担任面談週間	担任・副担任	
9月	4年研修旅行	■夏季休業後の学生の变化の把握【HR、授業等】	担任・副担任・教科担当等	・夏季休暇後の学生の様子をよく観察する。
		■いじめ対策委員会の開催	いじめ対策委員会	・情報の集約と共有化を図り組織的に対応する。
		■アンケート調査の報告【担任会等】		
10月	学園祭 体育的イベント(八代C) ロボコン大会			・いじめに向かわせない集団づくりに心掛ける。
11月	3年学内研修(八代C)	■いじめ対策委員会の開催	いじめ対策委員会	
		■学外研修		
12月	後期中間試験	■後期中間試験後の学生の变化の把握【HR、授業等】	担任・副担任・教科担当等	・いじめ事案に対するスキルアップを図る
		■外部講師による研修	いじめ対策委員会	
		○アンケート調査	学生委員会	
1月		■冬季休業後の学生の变化の把握【HR、授業等】	担任・副担任	・冬季休暇後の学生の様子をよく観察する。
		○学生担任面談週間		・情報の集約と共有化を図り組織的に対応する。
		■いじめ対策委員会の開催	いじめ対策委員会	
		■アンケート調査の報告【担任会等】		
2月	クラスマッチ(熊本C) 後期定期試験	■後期定期試験後の学生の变化の把握【HR、授業等】	担任・副担任・教科担当等	
3月		■いじめ対策委員会の開催	いじめ対策委員会	・1年間の総括を行う。
		■新学年等への情報交換と引継(担任会等)	学年主任・担任・副担任	・いじめや人間関係に係わる情報を引継ぐ。 新クラス編成の人間関係に留意する。

3-4. いじめを未然に防止するための対策例

また、担任や顧問教員は、学生への影響力が強いことを認識した上で、適切な信頼関係を構築し、クラスやクラブでいじめが発生しないように運営していく必要がある。

1. 学級活動における対策例(寮・クラブ活動も準ずる)

- (ア) 担任は、学生に対して共感し受け入れる態度を示すことで、些細なことでも安心して話ができる信頼関係を構築する。
- (イ) 担任は、クラス内の学生達の個性が発揮され、またそれを受け入れて尊重するようなクラスづくりを目指す。
- (ウ) 担任は、学生が CT, HR, 授業, 清掃活動などをさぼることが無いように、また規則を守り、適切な身なりや言動を取るように、継続的な指導を行う。

2. 授業における対策例

- (ア) 授業担当教員は、学生と適切なコミュニケーションを取りながらモチベーションを高め、積極的に参加できるような授業を心掛ける。
- (イ) 理解が不十分と思われる学生や、提出物を提出しないなど問題のある学生に対して、担任と連携しながら早めに対処する。

3. 学校行事における対策例

- (ア) 学生に対し、人間性醸成につながる各種の教育活動を企画し、実施する。
- (イ) 教職員に対し、適宜、講演会やオンライン教育を開催し、いじめの未然防止の意識を高めるための研修や啓発を行う。
- (ウ) 学生会が主体となり、学生達の理解とコミュニケーションが深まるような各種行事を実施する。
- (エ) いじめ防止週間を設定し、学校全体でいじめの未然防止の啓発を行う。

4. その他

- (ア) いじめ対策委員会の存在や活動について、学生、保護者、教職員に周知を図る。
- (イ) 家庭や後援会、保護者会、地域、関係団体との連携、情報共有を行い、学校だけでなく、社会全体でいじめ防止に資する活動を行う。

4. いじめの早期発見

4-1. いじめの早期発見のための取り組みのポリシー

1. 学校いじめ対策委員会による、学生に対するアンケートによる定期的な調査を実施する。
2. 機構及び学校は、学生・保護者・教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
3. 機構及び学校は、学生の出身中学校等との情報連携、入学前後の相談機会の充実、入寮者に対するきめ細かな支援など、いじめの防止や早期発見のために必要な取り組みを行う。

高専機構いじめ防止等対策ポリシー 4p.

残念ながらいじめを未然に防止することができなかった場合、次なる最善策はいじめを可能な限り早期に発見することである。そのためには、教職員や保護者が常に「いじめはどの者にも起こり得る」ということを意識した上で、学生の様子を注意深く観察し、些細なことでも見落とさないようにする必要がある。

また、定期的なアンケートや面談を実施することで、能動的にいじめやいじめに繋がる事象についての情報収集を図ると共に、いじめを受けたり、見たりした際には、すぐに相談できるような学生との信頼関係の構築に努める。

また、学生が、保護者や教職員に相談できない場合も想定し、学内外の相談窓口の周知を定期的に行い、その活用を勧めていく。

4-2. いじめの早期発見のための対策例

1. 学級活動における対策例(寮・クラブ活動も準ずる)
 - (ア) 担任は、学生に対して共感し受け入れる態度を示すことで、些細なことでも安心して話ができる信頼関係を構築する。
 - (イ) 担任は、常に CT, HR, 休み時間, 清掃活動, 学校行事等での学生の状況を確認, 観察し、いじめが発生していないか気を配ると共に、学生の些細な変化を見落とさないように努める。
 - (ウ) 適宜学生と面談を行うことで、学生の様子や状況を確認し、いじめを受けたり、見たりしていないか情報収集を図る。
2. 授業における対策例
 - (ア) 授業担当教員は、学生と適切なコミュニケーションを取りながら、授業の状況を把握し、いじめが発生していないか気を配ると共に、学生の些細な変化を見落とさないように努める。
 - (イ) 理解が不十分と思われる学生や、提出物を提出しないなど問題のある学生に対して、いじめが原因である可能性もあることを念頭に対処し、担任やいじめ対策委

員会と情報共有を行う。

3. 学校行事における対策例

(ア) いじめ対策委員会が主体となり、いじめに関する情報収集の機会を年4回以上設け、情報収集を図ると共に学生支援室と連携して適切な分析を行う。

(イ) 教職員に対し、適宜、講演会やオンライン教育を開催し、いじめの早期発見の意識を高めるための教育や啓発を行う。

(ウ) いじめ防止週間を設定し、学校全体でいじめ早期発見の啓発を行う。

4. その他

(ア) 学内外の相談窓口を周知し、必要に応じて活用するよう勧める。

(イ) いじめ対策委員会の存在や活動について、学生、保護者、教職員に周知を図る。

(ウ) 家庭や後援会、保護者会、地域、関係団体との連携、情報共有を行い、学校だけでなく、社会全体でいじめの早期発見に資する活動を行う。

4-3. 学外での相談窓口 KOSEN 健康相談室

○内容

(1) 電話による健康相談

健康相談、医療相談、介護相談、育児相談、メンタルヘルスに関する相談、医療機関情報の提供

<受付時間>24時間、年中無休（専用回線）
0800-00-2228

(2) メンタルヘルスのカウンセリングサービス

臨床心理士、心理カウンセラーをはじめとするスタッフによる電話及び面談によるカウンセリング

・電話によるカウンセリング
<受付時間>電話/9:00~22:00、年中無休（専用回線） Web/24時間、年中無休（受付後、数日後に返信）

・面談によるカウンセリング
<予約の受付>電話/月~金 9:00~21:00、土曜日 9:00~16:00（日曜・祝祭日・12/31~1/3を除く）（専用回線） Web/24時間、年中無休（受付後、折り返し電話にて日程調整）

<面談によるカウンセリング>

全国に200カ所以上あるカウンセリングルームのうち、各高专から利用可能範囲内にあるカウンセリングルームにて、面談カウンセリングを一人あたり年間5回まで無料で利用可能。1回の面談カウンセリング時間は約50分。面談によるカウンセリング後は、必要に応じて、専門の医療機関の案内を受けることが可能。



一人で悩まずお気軽にご相談ください 利用可能期間 2020年4月1日~2023年3月31日

0800-000-2228 通話料無料フリーコール
スマートフォン・携帯電話でもご利用可能です。
●電話による相談・カウンセリング ●対面カウンセリング予約 受付時間:24時間365日いつでも無料でご相談いただけます。

https://seap.workway.co.jp/kosen/ ●メールでの相談

ユーザーID ※※※ パスワード ※※※ ※ご利用には、ID/パスワードが必要です。学生・教職員に配布している利用カードをご登録いただくか、所属する部署にお問い合わせてください。

ご利用にあたり ●学生ご本人と保護者・兄弟の方々および教職員とそのご家族がサービスをご利用になれます。
●卒業生および退職者の方はご利用いただけません。

独立行政法人 国立高等専門学校機構 [サービス提供] WorkWay

相談内容や氏名等の個人情報、個人情報保護法等の法令に定める場合を除き、第三者(学校を各自)に提供しません。

5. いじめと考えられる事案が発生した場合の対応と再発防止

5-1. いじめと考えられる事案が発生した場合の対応のポリシー

1. 学校の教職員は、法にのっとり、いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策委員会に報告する。
2. 学校いじめ対策委員会は組織的に当該学生に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、学校はその結果を機構に報告する。
3. 学校は、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは法に違反し得ることについて、教職員の理解に努めなければならない。
4. 学校は、事実関係の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、学校いじめ対策委員会の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた学生又はその保護者に対する支援及びいじめを行った学生に対する指導等又はその保護者に対する助言等を継続的に行う。
5. 必要があると認めるときは、いじめを行った学生についていじめを受けた学生が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた学生その他の学生が安心して教育を受けられるようにするための措置を講ずる。
6. 学校は、いじめを受けた学生及びその保護者に対しいじめの事案の事実関係その他の必要な情報を適切に提供するとともに、学校の教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた学生の保護者といじめを行った学生の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための取り組みを行う。
7. 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。
8. いじめの事実が確定し、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該学生に対して懲戒を加え、保護者と連携して必要な指導を行う。
9. いじめの解消は、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、かつ、いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断される。ただしその場合にあっても、いじめが解消したと安易に判断せず、いじめを受けた学生及びいじめを行った学生を継続的に観察し、必要な支援及び指導に努める。

5-2. いじめと考えられる事案が発生した場合の対応の流れ

いじめと考えられる事案が判明した場合、前述のポリシーに基づき、以下の Step1-Step7 の流れに沿って対応する。その際はいじめ対策委員会が中心となり、情報共有並びに対処方針を決定し、組織的に対応すると共に、いじめが解消された後も、継続的な観察や再発防止のための施策を講じ、PDCA サイクルにより対応の改善を図る必要がある。

Step 1 いじめ対策委員会への報告

いじめを発見又は通報を受けた場合や、学生がいじめを受けていると思われる時は、直ちにいじめ対策委員会に報告する。

もし報告を怠った場合は法に違反し得ること、更にそれが取り返しのつかない事案へと繋がってしまう可能性があることを理解しておく。



Step 2 いじめ対策委員会の招集と事案対処チームの設置

いじめ対策委員会は、その事案を把握後直ちに委員を招集して対応方針を協議し、24時間以内に高専機構本部いじめ対策支援チームに報告すると共に、事案対処チームを設置し、その事案についての詳細な情報の収集、事実の把握を指示する。

いじめ対策委員会での協議事項

- ・ 緊急性(自殺、不登校、脅迫、暴行等の危険度)と被害学生の保護の必要性の確認。
※もし重大事態だと判断される場合は、「6. 重大事態への対応」を参照
- ・ 事案の検討および解消に向けた具体的な計画の立案と役割分担の決定。
- ・ 事案対処チームの設置。
- ・ 情報収集および事実の把握を行う人物の決定とその際に留意すべき点の確認。
- ・ 情報共有および情報公開を行う範囲および時期の決定。



Step 3 事案対処チームによる情報の収集および事実の把握

事案対処チームは、細心の注意を払って当該学生や関係学生から聞き取りを行い、その事案に関する詳細な情報の収集や事実を把握し、その内容をいじめ対策委員会に報告する。

なお、学生への聞き取りの際には、必ず複数人で行うと共に、被害者、加害者、観衆・傍観していた者という立場に応じて、聞き取り側の姿勢や確認すべき内容が異なるので、事前に「7.学生に対応する際のポイント」の内容を確認し、適切に対応すること。



Step 4 いじめ対策委員会から対応の指示

いじめ対策委員会は、事案対処チームからの報告を受けて、高専機構本部・いじめ対策支援チームと連携しながら対応を協議し、必要な対応を各組織、教職員に指示する。

対応にあたる主な組織・担当者

- ・ 被害者への対応→学生支援室・担任・クラブ顧問・教務委員会・寮務委員会・SC・SSW・学生支援連絡協議会
- ・ 被害者保護者への対応→いじめ対策委員会・SC・SSW
- ・ 加害者への対応→学生委員会・寮務委員会・担任・クラブ顧問・SC・SSW
- ・ 加害者保護者への対応→いじめ対策委員会・担任・クラブ顧問・SC・SSW
- ・ クラスへの対応→担任・SC・SSW
- ・ 寮への対応→寮務委員会
- ・ 学生への対応→担任・クラブ顧問・関係教職員
- ・ 保護者への対応→いじめ対策委員会
- ・ 地域への対応→いじめ対策委員会
- ・ マスコミへの対応→緊急対策室



Step 5 各組織、教職員による対応と報告

指示を受けた組織、教職員は必要な対応にあたり、その状況や結果を逐次、いじめ対策委員会に報告する。



Step 6 いじめ対策委員会での情報の集約と対応の指示

いじめ対策委員会は、各組織、教職員からの報告を集約し、必要な組織、関係者と情報共有、情報公開を行いながら、事案が解決されたと判断されるまで、引き続き各組織、教職員に対応を指示する。その際、学生委員会・寮務委員会は必要に応じて指導、懲戒処分を行う。



Step 7 継続的な見守りと事案の分析およびPDCAサイクルによる対応の改善

いじめ対策委員会および関連する組織、教職員は、事案が解決されたと判断された後も、継続的な見守りや観察を続ける。

また、再発防止のための啓発活動や、対応事案の振り返りや分析、高専機構本部への報告を行い、PDCAサイクルにより対応の改善、見直しを図る。

PDCAサイクルに基づく取り組みの評価・検証

- ・ いじめの防止等に向けた取り組みについていじめ対策委員会及び内部評価組織（自己点検評価委員会）により検証し、高専機構本部に報告すると共に、改善に努め、さらにインターネットにより公表する。
- ・ いじめ防止等に向けた取り組みについて外部評価組織等により検証し、その都度改善に努める。
- ・ いじめ防止等の対策のために作成した資料及び収集した資料について、独立行政法人国立高等専門学校機構法人文書管理規則（機構規則107号）に基づき、適切に取り扱うものとする。

6. 重大事態への対応

6-1. 重大事態への対応のポリシー

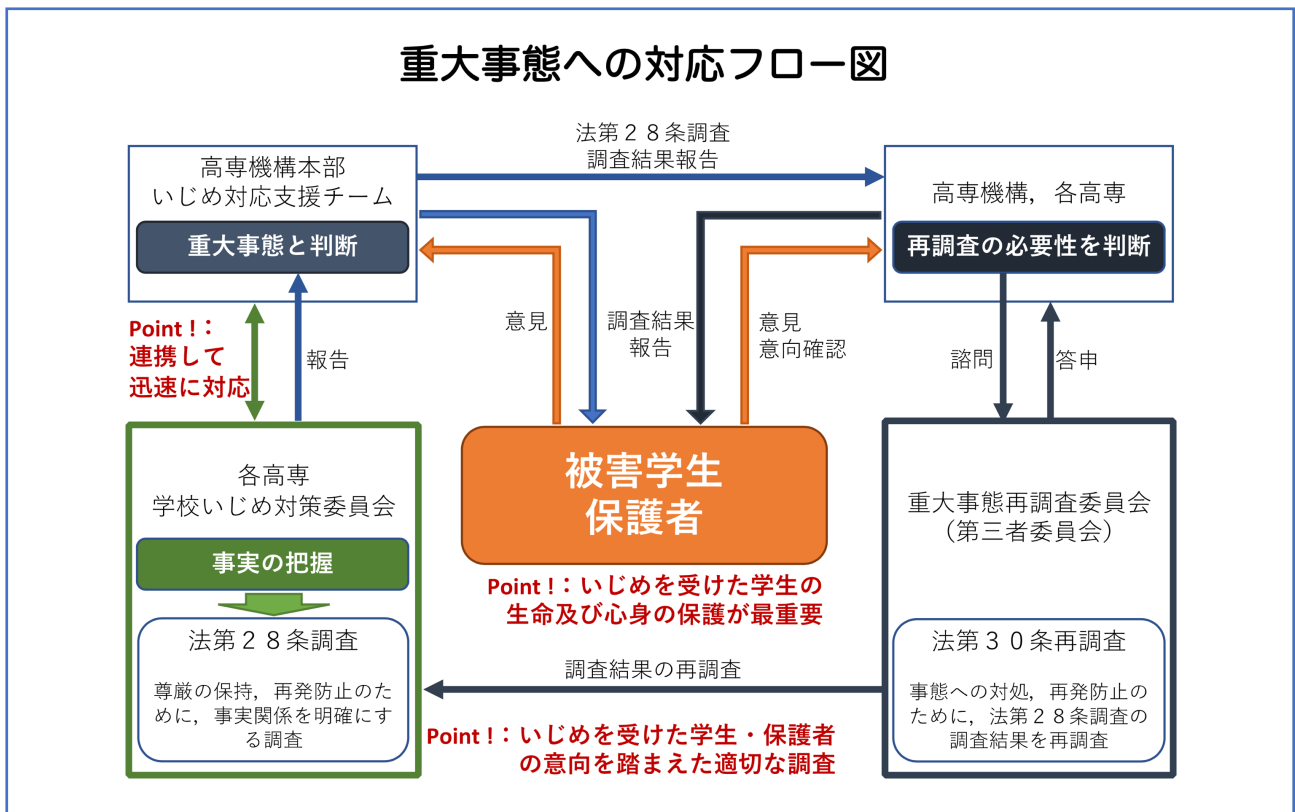
1. 機構及び学校はいじめにより当該学校に在籍する学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、並びにいじめにより当該学校に在籍する学生が30日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、当該事態を重大事態として対処する。
2. 学校は、いじめを受けた学生の生命及び心身の保護を特に重要と捉え、重大事態の疑いが生じた時点で質問票の使用その他の適切な方法により調査を開始し、随時その状況を機構に報告し、機構と対処方針を共有し十分に連携を図りながら迅速に対応する。
3. 機構及び学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、機構又は学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にすることにより、いじめを受けた学生の尊厳の保持及び回復(その保護者に対して適切な説明を行うべき責任を果たすことを含む。)を図るとともに、当該重大事態に関する機構又は学校によるいじめ防止等に関する措置の実施の状況を分析して当該重大事態と同種の事態の発生を防止するための提言を行うことを目的とする調査(以下「重大事態調査」という。)を行う。
4. 機構又は学校は、いじめを受けた学生及びその保護者に対し、重大事態調査を行う組織の編成の基準及び調査方針等について適切な理解を得られるよう説明を行うとともに、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
5. 学校が重大事態調査を行う場合においては、あらかじめ機構の承認を得るものとし、機構は、重大事態調査及び情報の提供について、必要な指導及び支援を行う。
6. 機構及び学校は、学生が欠席を余儀なくされている重大事態にあっては、いじめを受けた学生及びその保護者の意向を十分に踏まえ、いじめの停止及び再発防止に関する対策を速やかに策定するとともに、当該対策に基づく当該学生の状況に応じた教育の確保のために必要な措置を講じる。
7. 機構及び学校は、重大事態調査の結果を踏まえ、いじめの再発を防止するため、本ポリシー、ガイドライン及び学校いじめ防止等基本計画の見直しその他の必要な取組を行い、その実施状況についていじめを受けた学生及びその保護者に対する報告並びにインターネットによる公表を行う。

高専機構いじめ防止等対策ポリシー 6,7p.

6-2. 重大事態への対応フローと留意点

いじめにより学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合には「重大事態」と位置付け、高専機構本部いじめ対応支援チームと密に連携し、図「重大事態への対応フロー図」に沿った迅速かつ丁寧な対応が必要になる。

重大事態への対応フロー図



重大事態で最も重要な点は被害学生の生命及び心身の保護であり、その措置を講じた上で、学生が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を行う。その際、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携を行う。

また、調査を行う際には被害学生と保護者の意向を十分に理解及び尊重し、その状況や事実、結果を適切なタイミングで、丁寧に説明することが必要である。ただし、詳細については調査を実施しなければ事案の全容はわからないということを第一に認識し、軽々な判断をしないよう留意すると共に、学校として自らの対応に不都合があったとしても全容解明に努め、自らの対応を真摯に見つめ直し、被害学生と保護者に対して調査の結果について適切に説明を行うこと。

7. 学生に対応する際のポイント

教職員が実際に学生と対応する際のポイントを以下に示す。対応する学生の立場によって、こちら側が取るべき姿勢や注意すべき内容が異なるので、事前によく把握した上で、対応に当たること。

7-1. 被害者(いじめを受けている学生)への対応のポイント

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・いかなる理由があっても、徹底していじめを受けた学生の味方になる。 ・学生の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・担任を中心に、学生にとって話しやすい教員が対応する。 ・いじめを受けた悔しさやつらさに耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。
支援	<ul style="list-style-type: none"> ・学校はいじめを絶対に許さないことや、いじめを行った学生の今後の指導の仕方について伝える。 ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、学生のよさや優れているところを認め、励ます。 ・いじめを行っている学生との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。 ・学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校の連絡先を教えておく。 ・「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。 ・いじめ問題が原因で、当該学生やその保護者が転学を希望する場合には、上記のような支援を具体的に行い、いじめ問題の解決に向けた環境整備や再発防止について理解を促す。
経過観察	<ul style="list-style-type: none"> ・面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。 ・自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

7-2. 加害者(いじめを行った学生)への対応のポイント

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然とした態度で指導する。 ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。 ・心理的な孤立感・疎外感を与えることのないようにするなど、一定の教育的配慮のもとに指導を行う。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。 ・話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。
支援	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。 ・いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。 ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせ、今後の行動の仕方について考えさせる。 ・不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。 ・いじめの状況に応じて、いじめを受けている学生を守るために、いじめを行った学生に対し出席停止の措置を講じる、警察等関係機関の協力を求めるなど、厳しい対応策を取ることも必要である。 ・出席停止の措置を講ずる場合には、その後の展望について指導プログラムを作成し、順序を迫って適切な指導を行うとともに、高専機構や保護者間で十分な共通理解、及び連携を図る。

経過観察	<ul style="list-style-type: none"> ・面談等を通して、教員との交流を続けながら成長を確認していく。 ・授業や学級活動等を通して、気持ちが向上するように向かわせ、よさを認めていく。
------	--

7-3. 観衆・傍観していた学生への対応のポイント

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは、クラスや学年等集団全体の問題として対応していく。 ・いじめの問題に、教員が学生と共に本気で取り組んでいる姿勢を示す。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというのではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。 ・いじめを告げたことによっていじめを受けるおそれがあると考えている学生を徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示す。
支援	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。 ・いじめを受けている学生が、傍観していた学生の態度をどのように感じていたかを考えさせる。 ・これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。 ・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や、言葉遣いなどについて振り返らせる。 ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
経過観察	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動や学校行事等を通して、集団のもつ力をよい方向に向けていく。 ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

7-4. 聞き取り調査の際の留意事項

- ・いじめを受けている学生や、傍観したり周囲にいたりした学生の事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- ・安心して話せるよう、その学生が話しやすい人や場所などに配慮する。
- ・関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- ・情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。

7-5. 聞き取り調査の段階ではならないこと

- ・いじめを受けている学生といじめを行っている学生から同じ場所で事情を聴くこと。
- ・注意、叱責、説教だけで終わること。
- ・双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ・誠意ある謝罪を行わず、保護者等が納得しない状況を改善しないこと。
- ・当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

8. 熊本高等専門学校いじめ防止対策マニュアル確認リスト

2. いじめに対する基本的な考え方・方針	掲載ページ	チェック欄
いじめの定義について理解した.	4	
いじめの態様について理解した.	4	
いじめに対する学校としての基本姿勢について理解した.	5	
いじめに対する教職員や保護者等の基本姿勢について理解した.	5	
いじめを受けた学生への基本姿勢について理解した.	5	
学校の責務について理解した.	5	
教職員の責務について理解した.	6	
いじめ防止等に向けた高専機構・本校の取り組みについて理解した.	6	
いじめ防止等の全体の流れ(PDCAサイクル)について理解した.	6	
高専機構本部・いじめ対応支援チームについて理解した.	7	
熊本高等専門学校 いじめの未然防止・早期発見・対応・再発防止の全体像について理解した.	9	
3. いじめの未然防止		
いじめの未然防止のための取り組みのポリシーについて理解した.	10	
熊本高等専門学校いじめ防止プログラム(年間計画)について理解した.	11,12	
いじめを未然に防止するための対策例について理解した.	13	
4. いじめの早期発見		
いじめの早期発見のための取り組みのポリシーについて理解した.	14	
いじめの早期発見のための対策例について理解した.	14	
学外での相談窓口 KOSEN健康相談室について理解した.	15	
5. いじめと考えられる事案が発生した場合の対応と再発防止		
いじめと考えられる事案が発生した場合の対応のポリシーについて理解した.	16	
いじめと考えられる事案が発生した場合の対応の流れについて理解した.	17	
6. 重大事態への対応		
重大事態への対応のポリシーについて理解した.	20	
重大事態への対応フローと留意点について理解した.	20	
重大事態への対応フロー図について理解した.	21	
7. 学生に対応する際のポイント		
被害者(いじめを受けている学生)への対応のポイントについて理解した.	22	
加害者(いじめを行った学生)への対応のポイントについて理解した.	22	
観衆・傍観していた学生への対応のポイントについて理解した.	23	
聞き取り調査の際の留意事項について理解した.	23	
聞き取り調査の段階ではではないことについて理解した.	23	

[熊本高等専門学校いじめ防止対策理解度テストはこちらからアクセス](#)



9. 終わりに

本マニュアルは、独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー(平成26年3月27日制定・令和2年4月30日改定)および独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等ガイドライン(令和2年4月30日制定)、熊本高等専門学校いじめ等防止基本計画(令和2年6月26日制定)に基づいて作成されている。

加えて、杉並区教育委員会いじめ対応マニュアル、奈良県いじめ教職員早期発見対応マニュアル、大分市いじめ問題対応マニュアルを参考にさせて頂いた。ここに感謝の意を表す。